

MMCニュース 経営情報

2024年5月号

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-20

ワカヤギビル 504

TEL.03-3511-6038 FAX.03-3511-6039

<https://www.mmc-office.co.jp>

有限会社MMC

法人の役員報酬設定 損益分岐点はいくら？

ある程度の黒字を出していらっしゃる法人の場合、「役員報酬はいくらに設定するのが一番得か？」という疑問はどなたでも考えるかと思います。法人や役員の個別事情によって税金計算は異なってきますが、大まかな税金比較は右表のようになります。この表を使ったシミュレーションをどのように考えるかをご紹介します。

(シミュレーション1)

個人事業経営で1000万円の利益を出している方が法人成りした場合

① 役員報酬500万円・法人利益500万円にすると
(税+社保 950,848) & (法人税 1,214,100 円)
=2,164,948 円の支出

② 役員報酬700万円・法人利益300万円にすると
(社保+税 1,513,152 円) & (法人税 741,600 円)
=2,254,752 円の支出

∴①を選択するのが得！

(シミュレーション2)

今期の役員報酬700万円&法人利益1300万円出している法人の翌期役員報酬を1000万円(法人利益予想1000万円)にした場合

① 今期(役員報酬700万円・法人利益1300万円)の支出

(税+社保 1,513,152 円) & (法人税 3,799,900 円)
=5,313,052 円の支出

② 役員報酬1000万円・法人利益1000万円にすると
(社保+税 2,485,284 円) & (法人税 2,695,700 円)
=5,180,984 円の支出

∴②を選択するのが得！

上記は支出額のみを考慮して損得計算していますが、次の観点からもメリット・デメリットを考える必要があります。

- 厚生年金の受取額については個人負担分と会社負担分を合わせた支払額に比例する。これを重んじる方は役員報酬増額を優先するのが良い？ただし月額報酬65万円以上は支払保険料上限となります。
- 役員報酬の増額を選択した場合、当然法人利益が低くなりますので、金融機関からの評価が下がり融資を申し込んだときに断られてしまう可能性がある。
- 役員報酬の増額よりも法人に利益(資金)を残す選択をした場合、当該資金は将来の役員退職金で個人に移行できます。退職金は課税対象ではありませんが、税率は通常の半分になります。

法人の利益(年間)	300万円	500万円	700万円	1000万円
法人税	671,600 22%	1,144,100 23%	1,641,200 23%	2,625,700 26%
法人の利益(年間)	1300万円	1500万円	1700万円	2000万円
法人税	3,729,900 29%	4,465,900 30%	5,202,000 31%	6,306,100 32%

役員報酬(年間)	300万円	500万円	700万円	1000万円
社会保険個人負担分	466,128	735,048	1,057,752	1,290,384
所得税 住民税	23,800	215,800	455,400	1,194,900
社保+税	489,928 16%	950,848 19%	1,513,152 22%	2,485,284 25%
役員報酬(年間)	1300万円	1500万円	1700万円	2000万円
社会保険個人負担分	1,471,032	1,596,096	1,679,472	1,679,472
所得税 住民税	2,090,500	2,826,300	3,663,500	4,974,300
社保+税	3,561,532 27%	4,422,396 29%	5,342,972 31%	6,653,772 33%

本号作成時の社会保険料・税率(均等割は度外視)による試算

日本の人口分布 平均値を100として 各地の指数は？

総務省が発表した2023年10月1日時点の日本の人口は1億2435万2千人(59万5千人減)で、2008年の1億2808万人をピークに減少しています。都道府県別では0.34%増の東京都以外は全ての道府県で減少となっています。

	人口 (万人)	平均比 (%)		人口 (万人)	平均比 (%)
北海道	509	192%	滋賀県	141	53%
青森県	118	45%	京都府	254	96%
岩手県	116	44%	大阪府	876	331%
宮城県	226	85%	兵庫県	537	203%
秋田県	91	34%	奈良県	130	49%
山形県	103	39%	和歌山県	89	34%
福島県	177	67%	鳥取県	54	20%
茨城県	283	107%	島根県	65	25%
栃木県	190	72%	岡山県	185	70%
群馬県	190	72%	広島県	274	103%
埼玉県	733	277%	山口県	130	49%
東京都	1,409	532%	徳島県	70	26%
神奈川県	923	348%	香川県	93	35%
千葉県	626	236%	愛媛県	129	49%
新潟県	213	80%	高知県	67	25%
富山県	101	38%	福岡県	510	193%
石川県	111	42%	佐賀県	80	30%
福井県	74	28%	長崎県	127	48%
山梨県	80	30%	熊本県	171	64%
長野県	200	76%	大分県	110	41%
岐阜県	193	73%	宮城県	104	39%
静岡県	356	134%	鹿児島県	155	58%
愛知県	748	282%	沖縄県	147	55%
三重県	173	65%	合計	12,435	

平均比＝「各都道府県人口」÷「12,435万人÷47都道府県」



MMCホームページ



YouTube



10年やりました

社長の平均年齢60.5歳 事業承継をお考えの方は どんな準備をするか？

帝国データバンクの調査によると、2023年の社長の平均年齢は60.5歳と比較可能な1990年から毎年上昇しているそうです。サンプルにした会社がどんな範囲なのかの議論は別にして、推移としては参考になるかと思えます。このデータとは別に、自社が代々受け継がれてきた会社である場合は、事業承継したときの親御さん・ご自身の年齢を思い浮かべるのが一番参考になるかも知れません。その年齢のときに、先代はご自身をどう導いてくれたのか？ご自身は次世代に何を準備してあげているか？ゴールライン(次世代へのバトンタッチ)の時期や判断材料をイメージしているか？

肩書きを変えれば事業承継が完了する訳ではなく、“経営者的チャンネル”や“メンタル強化”など“業務遂行能力”よりも重要なことはあると思います。

交際費のうちの飲食代 1人単価5千円 →1万円に規制緩和

ご存知の通り法人が支出する交際費は年間800万円までしか認められません。それを超えた金額は経費から除いて税金計算しなければいけません。

ただし、社外の方との飲食代は一定金額まで交際費ではなく会議費等として処理する事が認められています。2024年4月の税制改正ではこの一定金額が以下のように緩和されました。

1人単価5,000円 → 1人単価10,000円

ここで注意が必要なのは、上記単価算定においては当然ながら参加人数が重要です。従って、飲食に参加した方の氏名を領収書の裏や帳簿に記載しておくことです。また、飲食会場への交通費は飲食代に含めてはいけません。

上記は資本金1億円以下の中小法人に関する規定の一部を抜粋したものです